

令和4年度
第1回
会津若松市国民健康保険運営協議会

日時：令和4年5月11日（水）

午後1時～

場所：生涯学習総合センター 研修室2

次 第

1 開 会

2 諮 問

3 市長あいさつ

4 議 事

諮問案件

(1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

5 その他

6 閉 会

諮問案件

会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 課税限度額の改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税基準について一部変更するものです。

○担税能力に応じた負担を求めるため、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる。

	現 行	改正後	比 較
基礎課税分(医療分)	63万円	65万円	+2万円
後期高齢者支援金分	19万円	20万円	+1万円
介護納付金分(40~64才)	17万円	17万円	-
合 計	99万円	102万円	+3万円

※国民健康保険税は基礎課税分(医療分)、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で構成される。

2. 課税限度額引き上げの影響(令和4年2月末時点の推計)

	現行 限度額超過世帯数 (世帯割合率)	改正後 限度額超過世帯数 (世帯割合率)	改正後における 課税額への 影 響 額
基礎課税分(医療分)	110世帯(0.66%)	98世帯(0.59%)	+約209万円
後期高齢者支援金分	177世帯(1.07%)	149世帯(0.90%)	+約160万円
介護納付金分	-	-	-
合 計	-	-	+約369万円

※世帯割合率=限度額超過世帯÷国保加入世帯数(令和4年2月末時点 16,532世帯)

【参考:これまでの改正経過】

年 度	基礎課税分 (医療分)	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40~64才)	合 計
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円
平成31年度	61万円	19万円	16万円	96万円
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円

3. 施行期日

公布の日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

4. 適用区分

改正後の条例規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(事前のご質問・ご意見への回答)

No.	質問・意見など	回答事項など
01	<p>担税能力に応じた負担とは、「中間所得層の被保険者の負担に配慮」との理解でよろしいでしょうか。又、中間所得層について具体的な数値で示してほしい。</p>	<p>国の資料（未提供）におきまして、課税限度額の引き上げにより、中間所得層の所得割率や資産割率を引き下げる内容が記載されているものがありますが、本市におきましては、今回税率の改正は行わず、負担の公平性を図る観点から、一定の基準を超えた方の課税限度額の引き上げのみを行うものです。</p> <p>なお、中間所得層の範囲についての定義はございませんので、数値でお示すことは困難となっております。</p>
02	<p>減額の所得基準（軽減対象所得）の増額改正の考えは。 2人所帯の場合現在2割軽減は137万円 5割軽減は90万円</p>	<p>今回国の法改正におきましては、減額の所得基準の改正が行われなかったため、実施いたしません。</p>
03	<p>案件の保険料の「課税限度額」について、保険料の「賦課限度額」という文言の違いはあるのでしょうか。</p> <p>※国民健康保険法では保険料の「賦課限度額」と規定されている。</p>	<p>上限額のことであり、同じ内容となります。</p> <p>国民健康保険料の根拠法令である国民健康保険法においては、「賦課限度額」と規定されておりますが、本市が採用している国民健康保険税の根拠法令である地方税法においては規定されていないため、国の資料に合わせて「課税限度額」といたしました。</p>

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について

1 高齢者の保健事業の現状

- ① 保健事業については、74歳までは被用者保険や国民健康保険において特定健診、特定保健指導、生活習慣病重症化予防などが実施されているが、75歳に到達すると後期高齢者医療に移行し、ほぼ健康診査のみの実施となっている。
- ② 介護予防の取組については、市が実施しているが、75歳以上のフレイル対策を含めた保健事業は後期高齢者医療広域連合が実施しており、事業が別々に展開されている。

2 事業内容

この現状を踏まえ、令和4年度より高齢者の疾病予防、重症化予防や生活機能の改善への対応を市が一体的に行い、高齢者の心身の多様な課題に対応し、さらにきめ細かな支援を実施していく

令和4年度はモデル地区において実施し、令和5年度以降、実施地区を拡大予定。

3 主な取り組み

- ・国保データベースシステム等を活用した地域の健康課題の分析や把握
 - ・低栄養防止、生活習慣病等の重症化予防の取組
 - ・健康教育・健康相談
 - ・健康診査・医療機関の受診勧奨等
 - ・フレイル予防の普及啓発活動
 - ・フレイル状態にある高齢者の把握
- ※医療関係団体と連携・協力を図りながら事業を進めていく

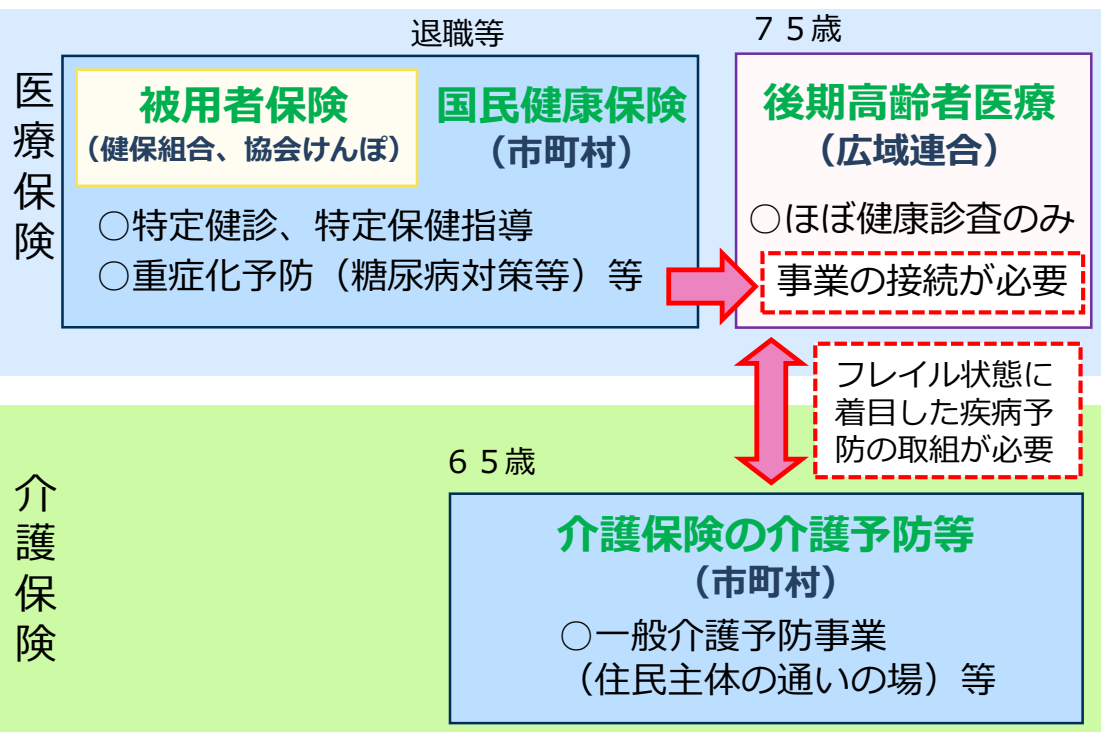
(注) フレイル：加齢により心身の活力（筋力・認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態を意味し、健康な状態と日常生活にサポートが必要な要介護状態の中間といわれている

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- 広域連合が**高齢者保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防の取組と一体的に実施する取組**が**令和2年4月から開始**された。
- 広域連合は、その実施を**構成市町村に委託**することができる。

- 令和3年度の実施計画申請済みの市町村は **793市町村**、全体の**約5割**（令和4年2月現在）。
- 令和4年度から開始予定の市町村は **307市町村**、全体の**6割超**の市町村で実施される予定。
- 令和6年度には **1,552市町村**、全体の**9割弱**の市町村で実施の目途が立っている状況。
※高齢者医療課調べ（令和3年12月時点・速報値）
- **令和6年度までに全ての市町村**において一体的な実施を展開することを目指す。

▼保健事業と介護予防の現状と課題



▼一体的実施イメージ図

